

習志野市いじめ防止基本方針 の改定について



令和8年2月12日（木） 総合教育会議
学校教育部 指導課

R6.8 ガイドライン改訂の概要

※文部科学省HPより



いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要

背景

・平成29年3月に学校の設置者及び学校（以下「学校等」という。）におけるいじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に則した適切な調査の実施に資するためガイドラインを作成
・重大事態の発生件数は、令和4年度に過去最多。法の施行から10年が経過したが、平時からの学校と設置者の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足により調査開始後保護者とトラブルになる例、重大事態調査報告書から、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例等が存在していることから、この度、ガイドラインを改訂。
⇒今回の改訂により、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化。円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応を促す。

○重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えを記載【第2章】

・全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応をとるよう必要な取組を記載

○学校等のいじめにおける基本的姿勢を追記【第3章】

・重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であること、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要であることを明記

○児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応について追記【第4章】

・児童生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施することを記載

○第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者と言える者を例示【第6章】

・自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案など調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケースを具体化するとともに、第三者の考え方を整理して詳細に記載

○（加害児童生徒を含む）児童生徒等への事前説明の手順、説明事項を詳細に説明【第7章】

・調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう事前説明の手順、説明事項を詳細に記載

○重大事態調査で調査すべき調査項目を明確化【第8章】

・標準的な調査項目や報告書の記載内容例を示すとともに、調査に当たっての留意事項（聴き取り等の実施方法、児童生徒へのフォロー等）を記載
・調査報告書作成に係る共通事項（事実経過や再発防止策等）を明記

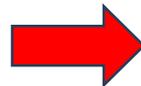
（その他）
・調査の目的を明確化するとともに、各章において、記載の内容の見直し・充実を実施
・重大事態対応におけるチェックリストを作成
・「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月）」の内容も本ガイドラインに盛り込み、一本化

R7.8 再調査報告書における指摘事項

- ① 基本的ないじめ法制度に対する理解の醸成
- ② いじめ対応の現場での実践を可能にする体制づくり
- ③ 重大事態調査の第三者委員会の構成
- ④ 重大事態調査の記録の扱い

ガイドラインの改訂

再調査報告書の指摘事項

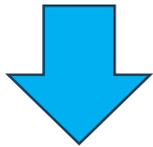


習志野市いじめ防止
基本方針の改定

習志野市いじめ防止基本方針の改定

改定のポイント①

いじめの定義→いじめ防止対策推進法の定義
+「いじめの態様」の記載



いじめを判断する上での「留意点」を追加

例)

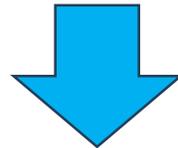
- いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行わず、いじめられた児童生徒及び保護者の立場に立つ必要がある
- 本人がいじめを否定する場合がある
- 「一定の人間関係」についての説明

など、9項目の留意点等を追記

習志野市いじめ防止基本方針の改定

改定のポイント②

学校におけるいじめの防止等の対策のための
組織



□ 具体的役割を明記

例) いじめの相談、通報の窓口
情報の収集、記録、共有を行う など

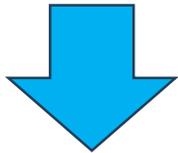
□ いじめの解消について判断する際の留意点を追加

国の基本方針に基づき、「いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいること」、「被害本人及び保護者に確認し、心身の苦痛を感じていないこと」

習志野市いじめ防止基本方針の改定

改定のポイント④

いじめ重大事態への対処



調査の主体等 → 調査の流れを文章化 + 重大事態対応フロー

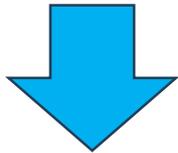
提出する様式や県・国への
報告の手順も明記

| 【重大事態発生時の対応フロー】 | | 【資料②】 |
|---|---|-------|
| I 重大事態の発生報告【様式1】（学校から報告を受理） | → 教育長へ報告 | |
| 教育委員会会議（議題） | ① 事務局が対策委員に報告 → I を市長へ報告 → 事務局が県へ報告 → 県が国に報告 | |
| | ② 事務局が教育委員に説明 | |
| | ③ 校内いじめの重大事態調査会を開催（対策委員、市教委参加） 「調査主体」と「調査方針」を確認・決定 | |
| II 重大事態の調査開始報告【様式2】（学校から報告を受理） | → 教育長へ報告 → II を市長へ報告 → 事務局が県へ報告 → 県が国に報告 | |
| 調査 | ④ 調査主体が方針等を当事者に説明 ⑤ 調査主体が当事者に「中間報告」を適宜説明 (④⑤必要に応じて、対策委員を適宜派遣し指導・助言) ⑥ 調査主体が当事者に「調査結果」を説明 (当事者は必要に応じて意見書を提出することができる) ⑦ 事務局が「公表の方針」を当事者に説明 | |
| III 重大事態の調査結果報告（調査主体から報告を受理） 当事者から意見書が提出された場合は意見書も添える | → 教育長へ報告 → III を市長へ報告 → 事務局が県へ報告 → 県が国に報告 | |
| 教育委員会会議（議題） | ⑧ 事務局は教育委員に説明 ⑨ 市のHPに概要版を公表 (当事者=被害児童及び保護者、対策委員=いじめ問題対策委員、事務局=教育総務課) | |
| 教育委員会会議について <ul style="list-style-type: none"> 会議資料は、発生報告【様式1】（写し）、調査結果報告書（写し・氏名は黒塗）とする。 → 個人情報が含まれるため習志野市教育委員会会議規則第13条第1項第3号により非開示 再発防止について意見聴取し、対応策を市長に報告する。 | | |
| 公表版の公表について <ul style="list-style-type: none"> 「公表ガイドライン」により事務局が当事者に説明する。 → 公表の意義と弊害を説明して当事者の意向を確認 「概要版」が担当部局で、作成し対策委員が適正性を検討する。 当事者の意向により市HPに「概要版」を6カ月公表する。 | | |

習志野市いじめ防止基本方針の改定

改定のポイント⑤

その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項



調査結果等の資料の保存について

- 第三者委員会の重大事態調査において、**全文筆記の会議録の作成の徹底**を追加
→学校がいじめ対策組織も同様
- **記録の保管期間**は義務教育期間を踏まえ、「**10年間保管**」を追加

習志野市いじめ防止基本方針の改定

改定のポイント⑤

「10年間保管」の考え方

「重大事態」として認知した年度以降10年間保管

発生



過去のアンケート

10年間

- 過去のいじめアンケートであっても重大事態に係る場合、重大事態調査に必要な資料となるため、10年保管対象
- いじめアンケートのみならず、重大事態に係る過去の資料がある場合には10年保管の対象となる。

習志野市いじめ防止基本方針の改定

改定のポイント⑥

『いじめ重大事態対策チーム』

第三者委員会による
いじめ重大事態調査

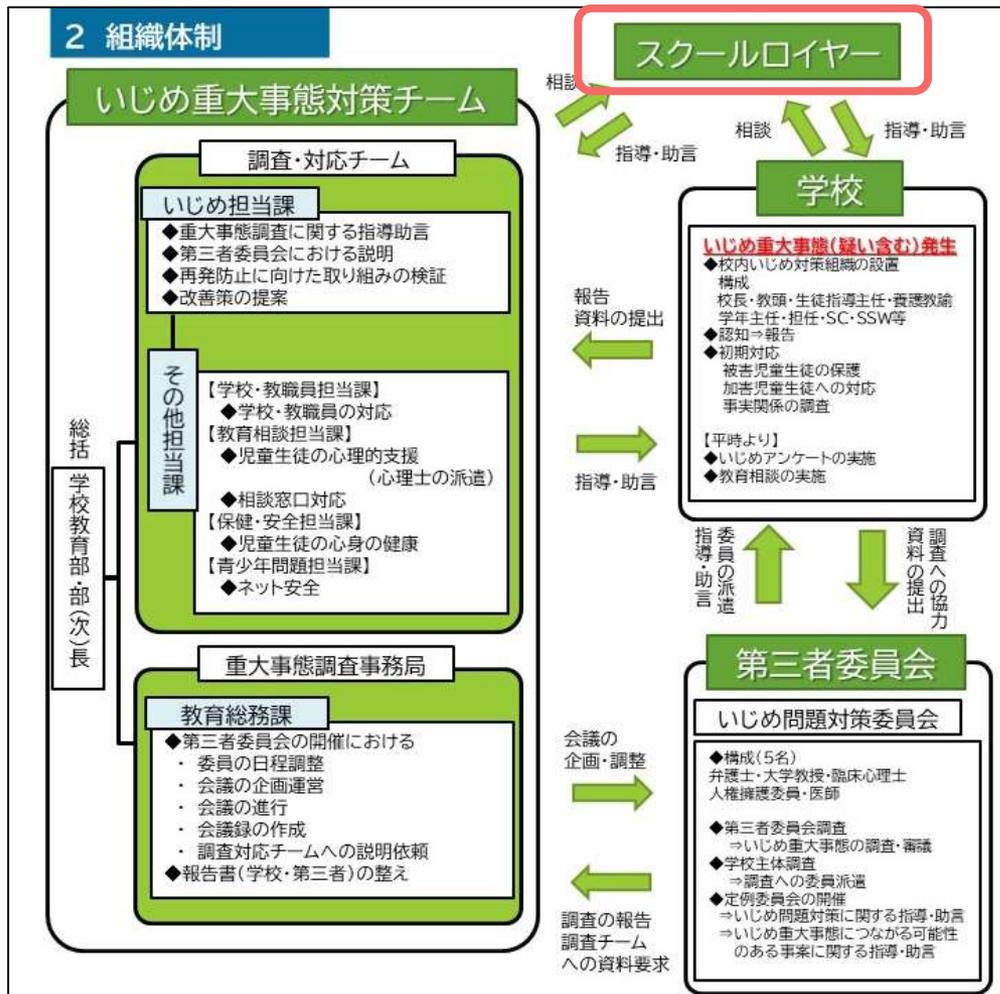
事務局：教育総務課

実際のいじめ調査への指導助言を行う立場の指導課ではない課が事務局を担う

中立性・公平性を担保

調査・対応チーム

いじめ担当課だけでなく、学校・教職員担当課などそれぞれの課が持つ機能を生かし、いじめ問題に対応



習志野市いじめ防止基本方針の改定

習志野市いじめ防止基本方針の改定への動き

令和8年1月 教育委員会会議で議決

2月 校長会議・総合教育会議で報告



令和8年2月下旬 HP公表



令和8年度各学校いじめ防止基本方針見直し